

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
4-(1)	自社敷地内における集積場までの廃棄物運搬時の委託基準およびマニフェスト交付義務の非適用の明確化	公道のない自社敷地内における集積場までの廃棄物の運搬を第三者に委託する場合に、委託基準の遵守やマニフェストの交付を求める都道府県等がある。都道府県等ごとに異なる指導が事業者にとって負担となっているため、自社敷地内における廃棄物運搬時には、委託基準およびマニフェスト交付義務は非適用となることを環境省が明示すべきである。	自社敷地内における集積場まで産業廃棄物を運搬する行為は、敷地内において産業廃棄物を排出場所から保管場所まで移動し集積させたに過ぎず、廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物の運搬」には当たらない。したがって、委託基準は適用されず、また、マニフェスト交付義務も適用されないはずである。例えば、大阪府のホームページには、委託基準非適用・マニフェスト交付義務非適用となることが明記されているが、異なる指導を行う都道府県等がある。	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2
4-(2)	一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理する場合の扱いの明確化	処理施設の効率的な稼働を促進するため、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理を推進する観点から、「混合処理する場合の市町村と排出事業者の責任の区分」や「混合処理後の残渣の取扱い方法」について、国が統一見解を明示すべきである。	人口減少や地方の財政管理が深刻な問題となるなか、廃棄物処理施設の効率的な稼働は、わが国にとって重要な課題となっている。廃棄物処理法には、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を持つ処理施設における一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理を禁ずる条文はない。しかしながら、自治体や、市町村と排出事業者の責任を厳密に区分するよう指導を行うために、実質的に混合処理が認められない事例は多い。「混合処理する場合の市町村と排出事業者の責任の区分」や「混合処理後の残渣の取扱い方法」が明確になることで、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理が進み、処理施設の効率的な稼働に寄与する。	廃棄物処理法
4-(3)	廃棄物処理法の手続きにおける住民票・登記事項証明書等の省略	廃棄物処理法は、廃棄物処理業の許可申請・変更届出、廃棄物処理施設の設置申請・変更届出において添付が必要とされている書類が多く、事務負担が大きい。マイナンバーや法人番号等を活用し、住民票や登記事項証明書などすでに行政が保有している情報については、添付書類の提出を速やかに不要にすべきである。また、その実現にあたっては、役員のマイナンバー情報を企業側に求めないことを前提として、法人番号から対象役員のマイナンバーを入手する等、行政側での手続きをワンストップ化を検討いただきたい。	1月に政府が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、ワンスオンリーの原則に基づき、マイナンバーや法人番号等を活用し、すでに行政が保有している情報は、添付書類の提出を原則不要とするの方針が盛り込まれた。資源を有効に活用する観点から、廃棄物処理法に関する手続きにおいて必要とされている添付書類について、環境省は率先してその省略を実現すべきである。その実現にあたっては、企業の担当者が役員のマイナンバー情報を管理することを避ける等、個人情報管理に対する安全措置に留意した手続きを検討することが重要である。	廃棄物処理法第14条、同法第14条の2、同法第15条、同法第15条の2の6、同法施行規則第9条の2、同法施行規則第10条の4、同法施行規則第10条の10、同法施行規則第11条、同法施行規則第12条の10
4-(4)	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。	廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域のかつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。このため経団連は、長年にわたり要望を継続してきた。昨年度の規制改革ホットラインでは、環境省から、「流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知することなどを含め、必要な措置を検討して参ります。また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。」との回答を得た。しかしながら、現時点で改善は見られない。速やかに、必要な措置を講じるべきである。	廃棄物処理法第11条
4-(5)	廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外	廃棄物処理法における欠格要件の該当性を判断する必要がある役員等の範囲から、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行（信託口、投資口）などの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」を除外していただきたい。昨年度の規制改革要望に対し、「欠格要件の在り方について、慎重に専門的な検討をする」との回答があったので、その中で本要望について検討いただきたい。	産業廃棄物処理業の許可および産業廃棄物処理施設の設置を行う場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者の情報が求められている。また、それらの状況に変更があった場合には、都度、登記事項証明書添付し変更手続を行わなければならない。上場企業の場合、企業年金資金等の運用・管理を目的とした信託銀行（信託口、投資口等）等の法人株主が存在し、これらの株主の持分比率は株価によって変動するため、企業にとって非常に負担が大きい。日本の登記制度に対応していない海外の投資法人の状況に変動があった場合は、謄本に代わる書類の翻訳まで求められる事例がある。環産産発第1303299号「行政処分の方針について（通知）」には、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者は、廃棄物処理法における役員等に該当する蓋然性が高いとされているが、資金の運用管理を目的とした法人株主は区別すべきと考える。	廃棄物処理法第14条、同法第14条の2、同法第15条、同法第15条の2の6、同法施行規則第9条の2、同法施行規則第10条の4、同法施行規則第10条の10、同法施行規則第11条、同法施行規則第12条の10、環産産発第1303299号「行政処分の方針について（通知）」
4-(6)	大気汚染防止法で定めている各種施設の使用、変更に係る届出書の合理化	大気汚染防止法で定めている各種施設の使用、変更に係る届出書について、一つの施設が大気汚染防止法で定める複数の施設に該当する場合、複数の届出書を提出するのではなく、各届出書の同じ項目を統合し、合理化すべきである。	a. 規制の現状 一つの施設が、大気汚染防止法で定める複数の施設に該当する場合、施設の使用、変更の際にはそれぞれの届出書を提出する必要がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の設置等を行う場合、届出書の提出を義務付けている。また、改正大気汚染防止法等の水銀大気排出規制に関する法令が2018年4月1日に施行されるのに伴い、水銀排出施設が、設置等の際に届出書の提出を要する施設として追加された。 b. 要望理由 例えば、『水銀排出施設設置（使用、変更）届出書』と『ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書』では、設備仕様・能力など同じ項目が複数存在する。ボイラー施設の中には水銀排出施設とばい煙発生施設の両方に該当するものもあり、そのような書類を別々に提出することは業務上非効率である。ばい煙と水銀の届出値を併記することにより、両届出書の統合は実現可能である。2017年3月に規制改革推進会議が取りまとめた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）」および「書式・様式の統一。同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする」との趣旨を取り入れ、近似する内容の届出書は極力統合すべきである c. 要望が実現した場合の具体的な効果 行政手続きの簡素化。	大気汚染防止法18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
4-(7)	フロン排出抑制法における簡易点検の点検頻度の見直し	「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）」において規定している、第一種特定製品の簡易点検の頻度を、現行の「3月に1回以上」から「四半期（季節ごと）に1回」に見直すべきである。例えば、1月～3月末、4月～6月末、7月～9月末、10月～12月末の各四半期（季節ごと）の間であれば、簡易点検をいつでも行ってよいこととすべきである。	<p>a. 規制の現状 管理者は、第一種特定製品の簡易点検を「3月に1回以上」の頻度で行う必要がある。</p> <p>b. 要望理由 「3月に1回以上」の頻度で簡易点検を行うために、他の各種設備の点検との兼ね合いにより前倒して簡易点検を行うことがある。その場合、簡易点検の頻度が、通常ならば年間4回以上でよいところ、年間5回以上となる場合がある。また、フロン類等対策小委員会 合同会議（第4回）の配布資料（資料1-1別紙 表中No.72）に明記されているとおり、簡易点検は、季節変化により外気温等の環境変化などによる影響を確認するために実施するものであり、四半期（季節ごと）に1回の点検頻度でも環境の確保および維持に支障はないものと考えられる。なお、「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号）」によれば、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮することとされている。</p> <p>c. 要望が実現した場合の具体的効果 各種設備の点検・巡視と同時実施できるケースが多くなり、事業者負担が軽減されることが想定される。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二
4-(8)	フロン類に関わる第一種特定製品の定期点検実施者に必要とされる資格・講習の新設	第一種特定製品の定期点検を行うために必要な資格および講習は内容が過剰であり、負担が大きいため、点検に必要な知見のみを担保する簡易な資格（仮称：冷媒フロン類点検主任者）を新設し、この資格を取得すれば定期点検の資格要件（十分な知見を有する者）を満たしているものと認めるべきである。または点検に必要な知見のみを習得する講習を新設すべきである。	<p>a. 規制の現状 第一種特定製品の定期点検の資格要件（十分な知見を有する者）は、以下の3つの条件のいずれかを満たすこととされている。 ①冷媒フロン類取扱技術者 ②一定の資格等（高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）など）を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者 ③十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者</p> <p>b. 要望理由 第一種特定製品については、専門知識を有する者が定期点検を行い、漏えい発見時は可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を実施しなければならない。しかし、規則「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」では、必ずしも点検者が点検時に修繕、回収、充填を行うことを求めておらず、機器メーカーなどがそれらの作業を行っているため、点検者は、点検を行い、漏えいを発見した際は設備を停止するなど漏えいを最小限に抑制する応急処置を講ずるための知識があれば、定期点検を行うことが可能である。したがって、点検とその後問題等が発生した場合の作業である修繕、回収、充填は独立しており、別の者が対応しても問題はないといえるにもかかわらず、上記「a. 規制の現状」のうち②、③において、「点検に必要な知識等を習得するための講習」には、充填や回収等に関する知識の取得も含まれており、点検のみを実施したい事業者にとっては過剰であり、負担となっている。</p> <p>c. 要望が実現した場合の具体的効果 ・資格取得が容易になることにより社内に有資格者（点検従事者）が増えるため、より多くの人材の活躍が可能になる。 ・設備停止を伴う点検を自社で実施することが可能になり、スケジュールの自由度が増すため、生産への影響を最小限に抑えることができる。 ・点検業務委託費用の削減につながる。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二の2
4-(9)	移動タンク貯蔵所における自動ロック機能付給油ノズルの使用の容認	移動タンク貯蔵所からの給油の際に使用するノズルについて、以下「b. 要望理由」に記載の一定の条件を満たせば、自動ロック機能付きの給油ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたもの）の使用を認めるべきである。	<p>a. 規制の現状 移動タンク貯蔵所からの給油で使用するノズルは、手動開閉によるものしか認められていない。</p> <p>b. 要望理由 移動タンク貯蔵所から大型重機1台への給油には10～20分程度かかり、この間ずっとレバーを握り続けることは体力的に厳しい。また、以下の条件を満たせば、自動ロック機能付きのノズルを装備しても、安全上問題がないと思われる。 ・ロック機能が動かず、給油が自動で止まらない等の場合は、すぐに給油を停止できるように、作業員がノズルの近くに立つ。 ・自動ロック機能の故障による漏油を防止するため、定期点検を行う。 ・セルフ給油所のように、一度手を離すと帯電する可能性がある等の静電気の問題がある場合は、レバーに手をずっと添える。 ・一定規模以上の重機等に給油する、タンク容量が4キロリットル以上の移動タンク貯蔵所に限定する。 ・給油先のタンクの構造上、自動ロック機能が正常に作動するものに限定する。 なお、上記条件を担保するために、給油中の作業員の適切な居場所や、手を添え続けること、および従業員への定期的な教育とその記録を残すことなどを明記した指針の作成も併せて要望する。</p> <p>c. 要望が実現した場合の具体的効果 作業員の負担軽減。それに伴う労働環境の改善。</p>	危険物の規制に関する政令 第27条 第6項 危険物の規制に関する規則 第40条の5
4-(10)	特定化学物質等を取扱う作業環境の測定と、局所排気装置周辺の測定の合理化	6ヵ月以内に1回の頻度で行う特定化学物質と有機溶剤に関する作業環境測定（以下、作業環境測定という）と、1年以内に1回行う局所排気装置のフード周辺の抑制濃度および制御風速測定（以下、抑制濃度・制御風速測定という）は、別々に行うことが求められているが、その内容や目的の同一性に鑑み、作業環境測定のみで足りることとし、抑制濃度・制御風速測定を不要とすべきである。	<p>a. 規制の現状 特定化学物質・有機溶剤を取り扱う作業場においては、6ヵ月以内に1回、作業環境測定を行う。また、特特定化学物質・有機溶剤を取り扱う作業場には局所排気装置の設置義務があり、その局所排気装置の性能を点検するため、1年以内に1回、フード周辺の抑制濃度・制御風速測定の実施が規定されている。</p> <p>b. 要望理由 作業環境測定と抑制濃度・制御風速測定は、測定箇所、評価方法、評価指標（管理濃度と抑制濃度）に相違はあるものの、気中の有害物質の濃度の平均的な状態や濃度分布を測定することにより、局所排気装置が適切な機能を維持しているかどうかを判断し、作業員への暴露濃度を安全水準に保つ目的においては同じ測定である。つまり、単位作業場所における気中有害物質の平均的な状態を把握するための測定と、環境気中の濃度が最大になると考えられる作業員の位置での測定である作業環境測定を行うことで、抑制濃度・制御風速測定による局所排気装置の性能・稼働要件（制御風速等）の確認は満たされる。したがって、6ヵ月以内に1回行う作業環境測定を行うことで、1年以内に1回行う抑制濃度・制御風速測定は不要とすべきである。</p> <p>c. 要望が実現した場合の具体的効果 他重要業務への配置転換および人材の一層の活躍促進。測定の合理化・測定費用の削減。</p>	労働安全衛生法 第65条 特定化学物質障害予防規則 第8条・労働省告示 第75号 有機溶剤中毒予防規則 第16条・第18条

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
4-(11)	リチウムイオン蓄電池のキュービクルごとの危険判定と遠隔監視の容認	リチウムイオン蓄電池が「貯蔵」または「取扱い」される敷地内の電解液量の総量については、キュービクルごとの電解液量で独立して危険物施設適用の判定を行うこととし、敷地内の電解液量の総量が指定数量以上となる場合であっても、各キュービクル内の電解液量を合算しないこととすべきである。また、リチウムイオン蓄電池に対する充放電の際の遠隔での立会い・監視を認めるべきである。	<p>a. 規制の現状  現行法では、リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は、第4類第2石油類として危険物と位置づけられ、組電池として複数の電池を設置する際、敷地内における電解液総量・非常用発電機燃料総量の合計が200Lを越える場合には「少量危険物取扱所」、1000Lを越える場合には「一般取扱所」の基準を満たす必要があることとされている。特に、一般取扱所となる場合は、壁、柱、床、梁等を耐火構造とする追加対策が必要であり、また、指定数量を超える充放電の際に、リチウムイオン蓄電池が設置されている場所での危険物取扱者の立会い・監視が必要となる。</p> <p>b. 要望理由  リチウムイオン蓄電池のうち、外装に不燃性の金属製素材を採用する電槽内に電解液が密閉して入れられているのであれば、石油類を燃料としてタンク等で保管する場合と異なり、延焼拡大の可能性は低い。2012年に制定されたJIS C8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第二部：安全性要求事項）を満たすのであれば、内部の発火対策も講じられている。さらに、例えば東京都火災予防条例第13条第2項関係に規定されている専用金属箱（キュービクル）に収納すれば、外部からの延焼が防げ、高い安全性が確保できることから、合算することは不要と考える。なお、2011年12月27日に消防庁が発出した「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について（第303号（H23年12月27日））」では、貯蔵のみを行う施設において、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池をキュービクルに収納して貯蔵する場合、キュービクルごとの電解液量を合算しないことを認めている。一方で、充放電して使用するような施設においては合算する必要があるとしている。貯蔵の場合も充放電して使用される場合も、電解槽やキュービクルの構造に差はなく、発火対策や延焼対策はどちらも講じられていることから、安全性にも差はない。以上から、電解液量の総量が指定数量以上の場合においても、キュービクルに格納して貯蔵する場合は、例えばキュービクルごとの電解液量で独立して危険物施設適用の判定を行う運用としていただきたい。</p> <p>また、JIS規格等には、リチウムイオン蓄電池の製品安全性のみならず、過充電電圧制御、過大充電電流制御、充電時加熱制御など、実際の使用における機能安全性の要求事項も規定されており、これらを満たした製品については安全性が確保されていると言える。そのようなリチウムイオン蓄電池は、充放電の際の遠隔での立会い・監視を認めているNAS電池と安全性において同等レベルである。</p> <p>c. 要望が実現した場合の具体的効果  太陽光や風力発電など、出力変動の大きい再生可能エネルギーの出力調整を目的として、従来の鉛電池よりもエネルギー密度が高く、容量の大きいリチウムイオン蓄電池の使用が拡大しつつある。こうした状況下、要望が実現すれば、必要以上の安全対策を講じることなく、安全性が確認されたリチウムイオン蓄電池を活用することが可能となる。これにより、再生可能エネルギーの導入拡大や蓄電池を活用した産業の振興が期待できるとともに、停電時に長時間かつ大容量の電力が供給できることで、非常時でも企業の円滑な事業継続が可能になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法第2条7項、第13条/消防法別表第1備考第14 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）</li> <li>・火災予防条例（例えば東京都第31の2）</li> <li>・建築基準法施行令第116条、同130条の9</li> </ul>